

定 款

2020年6月20日改正

岐阜県大垣市久徳町100番地

太平洋工業株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、太平洋工業株式会社と称し、英文では
PACIFIC INDUSTRIAL CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車、産業車両、船舶、航空機およびその他輸送用機械器具に関する部品の開発・製造ならびに販売
- (2) 電子・電気機械器具およびその部品の開発・製造ならびに販売
- (3) 金型および治具の開発・製造ならびに販売
- (4) 計量器の開発・製造ならびに販売
- (5) 金属・ゴム・合成樹脂製品の開発・製造ならびに販売
- (6) 事務用機器の開発・製造ならびに販売
- (7) 不動産の売買、賃貸借ならびに仲介および管理
- (8) コンピュータによる情報の処理、ソフトウェアの開発・販売および賃貸ならびに情報処理機器類の販売および賃貸
- (9) 損害保険の代理業務および生命保険の募集に関する業務
- (10) 労働者の派遣業務
- (11) その他前各号に関連付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大垣市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中部経済新聞および日本経済新聞に掲載しておこなう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、90,000,000 株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の1単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第7条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第13条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会)

第17条 当会社は取締役会を置く。

- ② 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、短縮することができる。
- ③ 前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規程による。

(員数および選任)

第18条 当会社の取締役は10名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第20条 当会社を代表する取締役は3名以内とし、取締役会の決議によって選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(決議)

第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもっておこなう。

(名誉会長および相談役)

第 23 条 当会社は、取締役会の決議により、名誉会長および相談役をおくことができる。

② 名誉会長および相談役は、取締役会に出席して意見を述べることができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(社外取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 200 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 28 条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(員数および選任)

第 29 条 当会社の監査役は 5 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(補欠選任)

第31条 監査役に欠員を生じても、法定数を欠かず、かつ業務に差支えないときは、その補欠選任をおこなわぬことができる。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(招集)

第33条 監査役会は、あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。

- ② 前項の招集は、各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第35条 当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 43 条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日より満 3 年を経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。